

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

申請期間

4月分/5月分	: 2021年6月16日	～	8月15日
6月分	: 2021年7月1日	～	8月31日
7月分	: 2021年8月1日	～	9月30日
8月分	: 2021年9月1日	～	10月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

4月分/5月分の**申請期限が8月15日**に迫っています。一時支援金が審査中の方であっても、月次支援金について新たにIDを発番し、事前確認を受けることで、「基本申請」が可能となります。ご確認ください。

※ 申請する前に必要な「**登録確認機関での事前確認**」が**受けられるのは申請期限の数日前まで**となりますので、ご注意ください。各対象月の事前確認については、下記の期限までに受付を行ってください。

4月分/5月分: 2021年8月10日 6月分: 2021年8月26日
7月分: 2021年9月27日 8月分: 2021年10月26日

4月分/5月分の特例の申請受付は2021年6月30日より開始いたしました。
6月分以降については、通常の申請受付と特例の申請受付は同時に開始となります。

給付額

中小法人等 ➤ 上限 **20** 万円/月 個人事業者等 ➤ 上限 **10** 万円/月 を支給します。

給付額 ➤ 2019年または2020年の基準月※1の売上ー2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同比比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

2回目以降の申請手続きが簡単（2STEPのみ）になります。

STEP1 マイページから、必要情報を入力

**事前確認が不要！
その他書類が不要！**

STEP2 2021年の対象月の売上台帳※1を添付

※1 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

※2 各対象月において、申請者の金融機関口座に支援金が着金してから、事務局とのシステム連携を経て、「お振込み手続き完了」のステータスとなるまで1週間程度要しますので、新たな対象月分の申請をされる際にはマイページをよくご確認の上、申請をしてください。

給付対象

①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※

② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象措置の影響を

受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて**50%以上減少**していること

※ 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。

